

# 苫小牧市公式キャラクター「とまチョップ」商品化使用取扱要綱

令和5年12月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、苫小牧市公式キャラクター「とまチョップ」(以下「とまチョップ」という。)を使用した商品等を製造、販売する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、とまチョップを使用した商品等(以下「商品等」という。)とは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 鉛筆、ボールペン、ノート等の事務用品
- (2) シール、バッジ、ストラップ等の雑貨類
- (3) ラムネ、クッキー、プリン等の加工食品
- (4) その他、苫小牧市長(以下「市長」という。)が適当と認めるもの

(使用目的)

第3条 苫小牧市(以下「市」という。)のイメージアップや、とまチョップのPRに寄与する商品等に使用するものとする。ただし、とまチョップに関する一切の権利は市に属する。

(届出)

第4条 とまチョップを使用した商品等を製造、販売しようとする者は、製造に着手する5日前までに市長に届出なければならない。

2 前項の届出を受けようとする者(以下「届出者」という。)は、苫小牧市公式キャラクター「とまチョップ」商品化使用届出書(様式第1号)に次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 会社概要等、届出者の事業内容がわかる資料
- (2) とまチョップの使用状況がわかる完成見本等
- (3) その他市長が必要と認める書類

(使用届出の制限)

第5条 とまチョップの使用が次の各号のいずれかに該当するときは、市長は使用中止を求めるものとし、届出者に苫小牧市公式キャラクター「とまチョップ」商品化使用中止通知書(様式第2号)により通知する。

- (1) 第3条の使用目的に適合しないと認められるとき。
- (2) とまチョップ又は市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
- (3) 自己の商標や意匠とする等独占的に使用する、又は使用するおそれのあるとき。
- (4) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (5) 第三者の利益を害し、又は害するおそれのあるとき。
- (6) 特定の個人、政党又は宗教団体を支援し、又は支援しているような誤解を与え、又は与えるおそれがあると認められるとき。
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に定める営業を行う者が使用するとき。
- (8) とまチョップの使用によって誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認められるとき。
- (9) とまチョップのデザインを変更、改変するとき。

(10) とまチョップのデザインを使用することなく、名称のみを使用するとき。

(11) 使用者がこの要綱に違反したとき

(12) 届出書の内容に虚偽のあることが判明したとき

(13) 全各号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めたとき。

2 前項の規定により、使用中止されたときにおいて使用者に生じた損害については、市は一切の責任を負わないものとする。

3 市長は、使用者にとまチョップの使用状況等について報告させ、又は調査することができるものとする。

(使用期間)

第6条 とまチョップの使用期間は、第4条の届出があった日の5営業日後からその年度の3月31日までとする。ただし、届出者または、市長のどちらか一方の当事者からの、延長しない旨の申し出がない限り、本届出期間は自動的に1年間延長するものとする。

2 前項の規定により延長した届出期間の終了に際しても、前項と同様の手続きにより、期間を延長するものとする。

3 従前の使用申請の承認期間についても、上記と同様とする。

(使用料)

第7条 とまチョップの使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第8条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 使用届出した商品等及びその販促物にのみ使用すること。

(2) 当該使用に係る商品等の完成品を提出すること。ただし、提出が困難なものについては、その写真等の提出をもって代えることができるものとする。

(3) 商品等の使用、宣伝又は広告に際して、とまチョップのイラスト及びロゴ並びに著作権表示を、その商品、包装、広告等に必ず明示すること。

(使用届出内容の変更)

第9条 使用者が使用届出した内容について変更しようとするときは、あらかじめ、苫小牧市公式キャラクター「とまチョップ」商品化使用変更届(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(使用の非独占性等)

第10条 この要綱による使用届出は、使用者が自己の商標や意匠とするなど、独占してロゴ等を使用する権利を付与し、かつ、商品、使用者等について市の推奨を行うものではない。

(経費等の負担)

第11条 市は、この要綱による使用届出の申請に要した費用及び使用の実施に係る経費又は役務を負担しない。

(損失補償等の責任)

第12条 市は、とまチョップの使用届出に起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

2 使用者は、とまチョップを使用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えたときは、これに対し全責任を負い、市に迷惑を及ぼさないように処理するものとする。

3 使用者は、とまチョップの使用に際して故意又は過失により市に損害を与えたときは、これによって生じた損害を市に賠償しなければならない。

(地位の承継)

第13条 相続人、合併により設立される法人その他使用者の一般承継人は、当該使用者が有していた使用届出に基づく地位を承継することができる。

(情報公開)

第14条 市は、とまチョップの使用届出の状況等について、広く使用促進を図る観点から、とまチョップの使用届出の状況等について情報を公開することができる。

(事務)

第15条 この要綱に関する事務は、市が行う。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、とまチョップの使用に関し必要な事項は、市が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月20日から適用する。

この要綱は、令和4年4月1日から適用する。

この要綱は、令和5年12月1日から適用する。

様式第1号（第4条第2項関係）

# 苫小牧市公式キャラクター「とまチョップ」商品化使用届出書

年 月 日

苫小牧市長 様

(届出者) 住 所 〒 -

名 称

代表者名

苫小牧市公式キャラクター「とまチョップ」を使用した商品等を製造、販売したいので、苫小牧市公式キャラクター「とまチョップ」商品化使用取扱要綱第4条第2項の規定により次のとおり届出します。

名 称			
種 類	種類 (色違いやサイズ違いの商品点数を記入してください。)		
具 体 的 な 内 容 (数量・サイズ・製造 予定数・販売価格等を 記載してください。)			
主 な 販 売 場 所			
担 当 者 連 絡 先	住 所		
	所 属		氏 名
	電 話		F A X

<添付書類>

- 1 会社概要等の事業内容がわかる資料
- 2 とまチョップの使用状況がわかる完成見本等（販促物を含む）
- 3 その他市長が必要と認めたもの

様式第2号（第5条関係）

# 苫小牧市公式キャラクター「とまチョップ」商品中止通知書

年 月 日

<申請者名称>

<代表者名> 様

苫小牧市長

\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日付けで提出のあった申請について、苫小牧市公式キャラクター「とまチョップ」商品化使用取扱要綱第5条の規定により使用中止を求めることを、下記のとおり通知します。

## 記

商品等名称		
届出者	住所	〒 _____
	名称	
	代表者	
事由		

様式第3号（第9条第1項関係）

## 苫小牧市公式キャラクター「とまチョップ」商品化使用変更届

年 月 日

苫小牧市長 様

（使用者） 住 所 〒 ー

名 称

代表者名

苫小牧市公式キャラクター「とまチョップ」商品化使用取扱要綱第9条の規定により、届出内容の変更がありますので、下記のとおり届け出いたします。

記

変 更 理 由 等		
変 更 点 （変更点を具体的に 記載してください。）	< 変更前 >	
	< 変更後 >	

<添付書類>

- 1 変更後のとまチョップの使用状況がわかる完成見本等（販促物を含む）
- 2 その他市長が必要と認めたもの